

津市備蓄計画



令和4年3月
津市

目 次

I	はじめに	1
II	備蓄品整備の基本方針	1
III	計画の基本事項	2
1	計画に基づく整備の考え方	2
2	被害想定	2
(1)	想定する地震動	2
(2)	震度分布図	3
(3)	被害想定	3
3	公的備蓄供給対象者数	5
4	備蓄品の区分	6
(1)	自助・共助による備蓄	6
(2)	事業所等による備蓄	6
(3)	市による備蓄（公的備蓄）	6
(4)	県からの備蓄（救援物資）	6
(5)	国からのプッシュ型支援等（救援物資）	7
(6)	流通備蓄	7
5	役割分担の考え方	7
IV	公的備蓄（市の備蓄）	8
(1)	食料	8
(2)	飲料水	9
(3)	生活必需品・日常生活用品	9
(4)	避難所トイレ関係	11
(5)	避難所運営資機材	12
(6)	感染症対策	15
V	個人（自助）による備蓄	19
VI	事業所等による備蓄	20
VII	流通備蓄	20
VIII	備蓄倉庫	22
1	備蓄倉庫の考え方	22
(1)	分散備蓄倉庫	22
(2)	集中備蓄倉庫	22
2	備蓄倉庫の設置イメージ	22

I はじめに

東海・東南海・南海地震の3地震が連動して起こる恐れのある南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率70%から80%程度と言われており、本市に甚大な被害をもたらす恐れがあると予想されている。

本市では、大規模災害に備えて、平成18年3月の「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」に示されたマグニチュード8.7規模の地震災害での避難者数16,500人を考慮し、想定避難者数の2日分の食料と生活支援物資等を配備してきている。しかし、東日本大震災の発生を受け、三重県が新たに平成26年3月に南海トラフ地震が発生した場合の地震被害想定調査を行った結果では、本市における想定避難者数は53,000人（過去最大クラス／冬季の夕方に発災）に達するとされており、従来の避難者数を大きく上回る備蓄が求められる。そこで、三重県が令和3年5月に改定した「三重県備蓄・調達基本方針」を基に、本市独自の感染症対策と避難所運営資機材を含めた新たな津市備蓄計画を策定し、本市において災害時に不可欠とされる必要数の災害用備蓄対策を進めるものである。

今後は、本計画に基づき、自助・共助・公助の考え方から、市民による日頃からの家庭内備蓄等を促進するとともに、流通備蓄及び救援物資の調達手段も含め、市民・事業所等への日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、周知及び体制を強化していく。

なお、本計画は、新たな被害想定や課題が生じた場合または災害用備蓄対策に係る取り組みの推進が図られた場合等には、必要に応じて修正するものとする。

II 備蓄品整備の基本方針

大規模災害発生後から3日間は、道路・通信等のライフラインの寸断により流通機能が停止し、国、県をはじめ応援自治体からの支援物資が届かないことを想定する中で、家庭内備蓄や自主防災組織等による備蓄を促進し、自助・共助による取り組みを強化する。

市が行う公的備蓄については、自助・共助により賄われる食料や生活用品などの備蓄品を補完するとともに、流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、必要不可欠な食料及び飲料水、生活用品、資機材等の供給を行うことを基本とする。

また、車中避難や軒先避難等の避難所外避難者を想定した備蓄についても計画的に整備を進めていく。

さらに、事業者等に対しては、従業員等が帰宅できない場合や事業所内で留まることが安全な場合に備え、3日分程度の食料や飲料水等の備蓄について協力を求めることとする。

Ⅲ 計画の基本事項

1 計画に基づく整備の考え方

この計画は、本市の災害用備蓄の基本的な考え方を示すものであり、当該計画に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備（購入）するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行うこととする。

また、整備（購入）期間経過後における備蓄品の更新についても同様とする。

なお、保存期限を有する備蓄品目については、計画的に更新を行い、市民の防災意識のさらなる高揚を目的に保存期限を迎える前年度に市の総合防災訓練、自主防災組織等の訓練や防災学習会で防災啓発品として配布するとともに、防災教育の一環として、小学校・中学校での利活用を図る。

ただし、新たな被害想定等が生じた場合は、適宜、修正・変更等を加えるものとする。

2 被害想定

三重県地震被害想定調査結果（平成25年度版）における避難者を本計画の避難者数とする。

(1) 想定する地震動

南海トラフ地震（過去最大クラス）

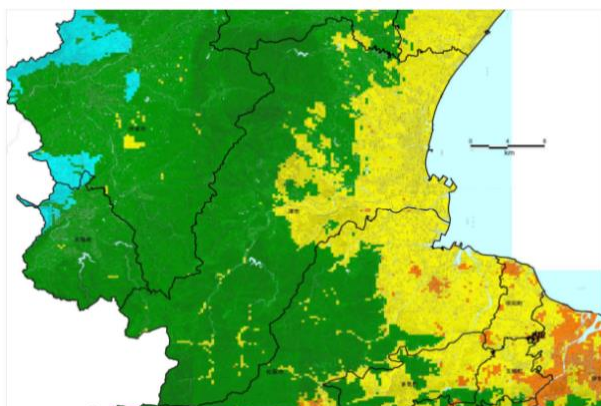
＜最大震度＞

南海トラフ (過去最大クラス)
6 強

※ 過去最大クラスとは

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせた想定。

(2) 震度分布図（過去最大クラス）



(3) 被害想定

(ア) リスク関係（建物、火災及び人的被害）

○全壊・焼失棟数（冬の夕方発災）

（単位：棟）

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	約 1,100	約 600	約 2,100	約 40	約 30	約 3,900

○死者数（冬の深夜発災、ただし理論上最大クラスについては冬の夕方発災）

（単位：人）

		建物倒壊	津波	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラス	早期避難率 （低）	約 50	約 1,300	—	—	約 1,400
	早期避難率高＋ 呼びかけ 全員直後避難	約 50	約 70	—	—	約 100

(イ) リスク関係（ライフライン）

○上水道（断水率）

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
過去最大クラス	100%	97%	70%	11%

○下水道（機能支障率）

	直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
過去最大クラス	27%	83%	21%	3%

○電力（停電率）

	直後	1 日後	7 日後
過去最大クラス	89%	81%	3%

○通信（固定電話の不通回線率）

	直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
過去最大クラス	89%	81%	4%	4%

○通信（携帯電話の停波基地局率）

	直後	1 日後	7 日後
過去最大クラス	1%	81%	4%

○ガス（都市ガス供給停止率）

	直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
過去最大クラス	—	—	—	—

(7) リスク関係（生活支障等）

○避難者数（冬の夕方発災）

（単位：人）

	直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
過去最大クラス （避難所への避難者数）	—	約 80,000 (約 53,000)	約 64,000 (約 38,000)	約 43,000 (約 13,000)

（参考）津市地域防災計画〔資料編〕から抜粋

3 公的備蓄供給対象者数

南海トラフ地震等による大規模災害発生時には、避難所避難者はもとより、避難所外避難者への対応も考慮しなければならない。本市では、平成25年度に三重県が公表した「三重県地震被害想定調査結果（平成25年度版）（平成26年3月13日）」における、南海トラフを震源とする過去最大クラスの大規模地震・津波が発生した場合の避難所への避難者数に加え、避難所外避難者を考慮して算出する。

1日後避難所への 避難者数	1週間後避難所 避難者数	1ヶ月後避難所 避難者数
53,000人	38,000人	13,000人

供給対象者の考え方については、原則として

1日後避難者数53,000人と想定する。

また、南海トラフ地震を震源とする過去最大クラスの地震が発生した場合の避難所への避難者数（53,000人）に1.2（※）を乗じることにより、避難所避難者以外の食料需要を想定とする。1.2の係数を食料以外にも適用して、車中泊避難者や帰宅困難者等の避難所外避難も含めて対象と捉える。

（※）阪神・淡路大震災等、過去の災害経験から避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（三重県備蓄・調達基本方針 参考）

$53,000 \text{ 人} \times 1.2 \text{ (※)} = 63,600 \text{ 人 (公的備蓄供給対象者数)}$

4 備蓄品の区分

本計画では、次の区分により備蓄品を整備する。

(1) 自助・共助による備蓄

自助においては、家庭における備蓄として、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵、ローリングストック法の活用も含め、食料や飲料水など避難生活に必要となる備蓄の確保について少なくとも3日分以上の備蓄に努める。また、令和2年度に三重県が行った「防災に関する県民意識調査」では、3日分以上の食料を常に確保している人が35.2%であると結果が出ている。

共助においては、各自主防災組織等による備蓄として、避難所等の避難先に地域住民用に備蓄をまとめて保管し、共助の観点から自助による備蓄を補完するよう努める。

また、「津市地域防災力強化推進補助金」を活用し、非常用食料等を含め防災資機材等を購入し備蓄に努める。

(2) 事業所等による備蓄

勤務時間中に大規模災害が発生した直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことも必要である。このため、事業者は従業員等の食料や飲料水等の備蓄に努める。なお、集客機能を有する事業者においては、来場者の一時的な滞留を想定した食料や飲料水等の備蓄を検討する必要がある。

(3) 市による備蓄（公的備蓄）

市が行う公的備蓄については、自助・共助により賄われる食料や生活用品などの備蓄品と合わせ、流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、必要不可欠な食料及び飲料水、生活用品、資機材等の供給を行う。

(4) 県からの備蓄（救援物資）（三重県備蓄・調達基本方針 参考）

県は市と協力しながら食料や飲料水、生活必需品の供給を行う。

県からの備蓄品は輸送手段や輸送ルート確保等に時間を要するため、被災者のもとに届くのは発災後3日目になると想定されている。

また、県は被災者の生活への影響を最小限に抑えるために「セーフティネット」（※1）として役割を担うこととし、発災初期における必要物資について一定量を現物で備蓄する。

（※1）大規模災害発生時の不足の事態により緊急物資を供給又は確保できなくなった場合に備え、被災者の生活への影響を最小限に抑えるための役割。不測の事態としては、孤立地域の発生や物流機能の停止等を想定。

(5) 国からのプッシュ型支援等（救援物資）

国は、多数の避難者が見込まれ、住民、事業所、地方自治体等の備蓄では食料等が不足すると見込まれる場合、被災県からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資等を緊急輸送する。

(6) 流通備蓄

災害時に食料及び飲料水、生活必需品等に関して必要な物資を迅速に調達できるよう災害応援協定を締結する。また、今後も協定締結を推進し、流通備蓄が有効に機能する体制を構築する。

5 役割分担の考え方

自助・共助による備蓄を除いた分を公的備蓄・調達として、1～2日目を市の備蓄、3日目を県からの流通備蓄で担うことを基本的な役割分担当する。

	発災 1日目	発災 2日目	発災 3日目	発災 4日目	発災 5日目以降
(1) 個人（家庭）による備蓄 自主防災会等による備蓄	—————→			- - - - -→	- - - - -→
(2) 事業所等による備蓄	- - - - -→	- - - - -→	- - - - -→		
(3) 公的備蓄（市の備蓄）	—————→				
(4) 救援物資 （県からの流通備蓄）			—————→		
(5) 救援物資 （国からのプッシュ型支援等）				—————→	—————→
(6) 流通備蓄 （災害応援協定等による支援物資）			—————→	—————→	—————→

（注）上記表による物資確保の時間はあくまで目安であり、災害の状況により、その時間が大きく左右されることがある。

点線（- - -）については、個人と事業所による努力的備蓄部分とする。

Ⅳ 公的備蓄（市の備蓄）

本市における備蓄は、自助・共助による備蓄にもかかわらず、大規模災害等に備えて、避難所等で必要となる食料等の備蓄品を配備すると共に、各避難所へ配送できるように集中備蓄倉庫等に、あらかじめ備蓄品を確保しておく。公的備蓄供給対象者数（63,600人）を算定根拠とし、食料及び飲料水、生活必需品の公的備蓄目標は、公的備蓄供給対象者数、年齢、性別等を考慮して算出する。

被害状況や避難者数に応じて、発災後直ちに緊急物資の供給が行えるよう、災害応援協定締結先の供給可能物資などについて、平時から備蓄・調達及び連絡体制を整備しておく。

なお、本市の備蓄目標数の一部については、三重県備蓄・調達基本方針における重要品目（食料、粉ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレ処理袋、トイレトーパー、飲料水）の算出式を使用する。

また、30%が自助・共助による備蓄をしているため、70%分を公的備蓄とする。

(1) 食料

食料備蓄は、主食として長期保存が可能で、調理器具や食器を必要としないものを備蓄する。アルファ米（おかゆ）については、乳幼児、高齢者の主食として対応する。

また、アルファ米（ドライカレー）、乾パン、クラッカー以外は、特定原材料28品目不使用であるため、アレルギーを持つ避難者にも対応可能である。

品 目	算出根拠等	備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
食 料	$63,600 \text{ 人} \times 70\% (\text{※1}) \times 3 \text{ 食} \times 2 \text{ 日}$	267,120 食	5 年	4 年サイクルで更新 更新後は、防災訓練及び 防災学習会等で啓発品と して配布する。
粉ミルク	$63,600 \text{ 人} \times 0.007 (0 \text{ 歳人口比率}) \times 0.453 (\text{※3}) \times 70\%(\text{※1}) \times 0.14 \text{ kg} (\text{※4}) \times 2 \text{ 日}$	31 kg	24 ヶ月	1 年サイクルで更新。 更新後は、市保育施設等 で使用する。
アレルギー 用粉ミルク		9 kg	18 ヶ月	

※1 自助・共助による備蓄状況を考慮した（市の備蓄）割合

※2 0歳人口比率(三重県備蓄・調達基本方針 参考)

※3 混合栄養及び人口栄養比率(三重県備蓄・調達基本方針 参考)

※4 1人1日当たり必要量

(2) 飲料水

飲料水の調達については、1人1日あたり2～3ℓが目安である。災害時には、上下水道事業局が所有する給水車及び各小学校に設置されている受水槽を用いて飲料水の確保を基本とするが、災害時の飲料水の給水開始までに一定時間を要することから、ペットボトルの備蓄も併用して飲料水の確保をする。また、自助・共助による飲料水の確保に努める。

なお、今後は、備蓄してある2ℓペットボトルの更新時には、同量を500mlの12年保存水に更新を行っていく。

品 目	算出根拠等	備蓄目標数量	保存(使用)期限等	備考
飲 料 水	①避難者用 $277,000 \text{ 人} (\times 2) \times 70\% (\times 1) \times 2\ell/\text{日} \times 2 \text{ 日}$ ②避難所避難者外 (帰宅困難者) $\text{約 } 39,000 \text{ 人} (\times 3) \times 2\ell/\text{日} \times 1 \text{ 日}$	①+② 約 853,600ℓ	5 年 今後は、 12 年に変更	ペットボトルについては、11 年サイクルで更新 (一部、4 年で更新) 更新後は、防災訓練及び防災学習会等で啓発品として配布。 また、保存期限切れ後は、各小中学校、義務教育学校の掃除等の際に使用する。 【ペットボトル】 53,600ℓ 【受水槽】 約 800,000ℓ

※1 自助・共助による備蓄状況を考慮した (市の備蓄) 割合

※2 断水人口 (三重県地震被害想定調査結果 (H26.3))

※3 市町外からの流入者数 (三重県地震被害想定調査結果 (H26.3))

(3) 生活必需品・日常生活用品

避難所生活において必要になる生活必需品及び日常生活用品等について、使用期限等が迫っている備蓄品については、更新を行う。

品 目	算出根拠等	備蓄目標数量	保存(使用)期限等	備考
哺乳瓶	$63,600 \text{ 人} \times 0.007 (0 \text{ 歳人口比率}) \times 0.453 (\text{混合栄養及び人口栄養比率}) \times 70\% (\times 1) \times 5 \text{ 本/人} \times 2 \text{ 日}$	1,411 本	5 年	10 年の品質保証が保持される物を購入し、9 年サイクルで更新する。 更新後は、市保育施設等で使用する。

品 目	算出根拠等	備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
毛布	63,600 人× 70%(※1) × 1 枚	44,520 枚	10 年	毛布・ブランケットは、使用済みのものはクリーニングしてから真空パック処理を行い再利用する。未使用のものであっても、真空パックの空気が抜けている場合は、随時、真空パック処理をする。レスキューシートは使い捨てとする。
ブランケット				
アルミレスキューシート				
大人用おむつ	63,600 人×0.005(※2) × 70%(※1) × 8 枚 × 2 日	3,562 枚	10 年	保存状態による。(埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合) 10 年の品質保証が保持される物を購入し、9 年サイクルで更新する。更新後は、老人福祉施設で使用する。
幼児用おむつ	63,600 人×0.023(※3) × 70%(※1) × 8 枚 × 2 日	16,384 枚	10 年	保存状態による。(埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合) 10 年の品質保証が保持される物を購入し、9 年サイクルで更新する。更新後は、市保育施設等で使用する。
生理用品	63,600 人×0.221(※4) × 0.156(※5) × 70%(※1) × 5 枚 × 2 日	15,348 枚	10 年	保存状態による。(埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合) 10 年の品質保証が保持される物を購入し、9 年サイクルで更新する。更新後は、各小中学校、義務教育学校の保健室にて保管し、適宜使用する。

※1 自助・共助による備蓄状況を考慮した(市の備蓄)割合

※2 避難所避難者における要介護高齢者を想定 (三重県備蓄・調達基本方針 参考)

※3 0歳～2歳人口比率(三重県備蓄・調達基本方針 参考)

※4 12～51歳人口比率(三重県備蓄・調達基本方針 参考)

※5 月経周期5日/32日間(三重県備蓄・調達基本方針 参考)

(4) 避難所トイレ関係

市内の指定避難所の開設にあたり必要となるトイレは、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(※2)では、災害発生当初は避難者約50人あたり1基、避難が長期化する場合には、約20人あたり1基としている。また、既設の洋式トイレを有効に活用することとし、便座にトイレ処理袋を設置して使用することとする。

なお、トイレットペーパーについては、10年保存が可能であるトイレットペーパーを整備していく。

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
組立トイレ 簡易トイレ	63,600人 / 50人(※2)		1,272台	—	簡易トイレについては、目隠しテントが必要となる。
ワンタッチ テント	①小学校等 (※4) (57箇所)	0張	150張	—	破損等が発生した場合は購入する。
	②中学校 (19箇所)	0張			
	③その他 (96箇所)	各1~2張			
トイレ 処理袋	$63,600人 \times 0.97(※3) \times 70\%(※2) \times 5回/人/日 \times 2日$		431,844枚	—	保存状態による。(埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合に限る。)
トイレット ペーパー	$63,600人 \times 70\%(※1) \times 0.18巻/人/日 \times 2日$		16,027巻	10年	保存状態による。(埃、湿気が少なく、直射日光が当たらない場所に保管の場合に限る。) 10年の品質保証が保持される物を購入し、9年サイクルで更新する。更新後は、市有施設で使用する。

※1 自助・共助による備蓄状況を考慮した(市の備蓄)割合

※2 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参考

※3 上水道支障率・・・津市97%(平成25年度三重県地震被害想定調査結果)

※4 小学校等は、小学校、義務教育学校、閉校した小学校(以下同様)

(5) 避難所運営資機材

避難所開設にあたっては、停電等の発生も予想されることから、次のとおり避難所運営資機材を整備する。避難所等において使用した場合の劣化によるものや耐用年数（使用期限等）の経過により不足が生じる場合は、随時補充する。

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
ガス発電機	①小学校等 (57 箇所)	各 4～6 基	避難所 465 基 倉庫 38 基	—	3 年に 1 回、保守点検をおこなう。 故障等が発生した場合は修理する。
	②中学校 (19 箇所)	各 4 基			
	③その他 (95 箇所)	各 1 基			
	④集中備蓄倉庫等	各 54 基			
	※その他の内、1 箇所はガス発電機を配備しない。(自家発電機設置済)				
発電機用 ガスカセット ボンベ	504 台×16 本/日(1 日 8 時間) ×2 日×81%(停電率) ※ガス発電機 1 基につき 12 本(2 本/1 H) 7,016 本については、集中備蓄倉庫で保管		13,064 本	7 年	7 年に 1 回、更新を行う。(缶に錆が見受けられた場合は、早急に更新する。) ※更新したガスカセットボンベは、7 年に 1 回、廃棄処分業務委託を行う。
投光器 (ハンドランプ 及び投光器付き一灯式三脚 スタンド含む)	①小学校等 (57 箇所)	各 5 台	571 台	—	破損等が発生した場合は、修理もしくは購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 5 台			
	③その他(96 箇所)	各 1 台			
非常用 照明器具 (非常用照明 セット、バルーンライト)	①小学校等 (57 箇所)	各 4 台	481 台	—	破損等が発生した場合は、修理もしくは購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 4 台			
	③その他(96 箇所)	各 1 台			
	④必要な避難所へ活用を想定し、一部の集中備蓄倉庫で保管	各 1～2 台			

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
コード リール	①小学校等 (57 箇所)	各 5 台	667 台	—	破損等が発生した場合は、修理もしくは購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 5 台			
	③その他(96 箇所)	各 2 台			
強カライト	①小学校等 (57 箇所)	各 1 台	176 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。 乾電池が必要となる場合は、乾電池を随時購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 台			
	④集中備蓄倉庫 (10 箇所)	各 10 台			
手回し ライト	①小学校等 (57 箇所)	各 1 台	172 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 台			
	③その他(96 箇所)	各 1 台			
ラジオ付き ライト	①小学校等 (57 箇所)	各 1 台	172 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。 乾電池が必要となる場合は、乾電池を随時購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 台			
	③その他(96 箇所)	各 1 台			
手回し ラジオ	①小学校等 (57 箇所)	各 1 台	116 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 台			
	④集中備蓄倉庫 (10 箇所)	各 4 台			
メガホン (拡声器)	①小学校等 (57 箇所)	各 1 台	172 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。 乾電池が必要となる場合は、乾電池を随時購入する。
	②中学校(19 所)	各 1 台			
	③その他(96 所)	各 1 台			
簡易 間仕切り (畳付き含)	①小学校等 (57 箇所)	各 3～6 区画	483 区画	—	再利用できない場合は、廃棄する。 廃棄後は、ワンタッチパーテーションに変更する。
	②中学校(19 箇所)	各 3～9 区画			
	③その他(96 箇所)	各 2～12 区画			
	④集中備蓄倉庫 (9 箇所)	各 1～20 区画			

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
更衣室 キット (2 区画/箱)	①小学校等 (57 箇所)	各 2 区画	216 区画	—	再利用できない場合は、廃棄する。
	②中学校(19 箇所)	各 2 区画			
	③必要な避難所へ 活用を想定した 配備	各 1～2 区画			
炊き出し釜	①各小学校区	各 1 式	70 式	—	破損等が発生した場合は、購入する。
	②必要な避難所へ 活用を想定した 配備	各 1 式			
救急箱	①小学校等 (57 箇所)	各 1 箱	172 箱	—	使用期限が表示された薬品等については、更新をする。
	②中学校(19 箇所)	各 1 箱			
	③その他(96 箇所)	各 1 箱			
担架	①小学校等 (57 箇所)	各 3 台	171 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。
救助工具 セット	①小学校等 (57 箇所)	各 1 セット	79 セット	—	破損等が発生した場合は、購入する。
	②集中備蓄倉庫	各 22 セット			
ブルー シート	①小学校等 (57 箇所)	各 20 枚	7,400 枚	—	購入後年数が経過している場合、劣化等が見受けられる場合は更新する。
	②中学校(19 箇所)	各 20 枚			
	③必要な避難所へ 活用を想定した 配備及び集中備 蓄倉庫	10～ 1,050 枚			
	※3,900 棟（建物被害等）				
脚立	①小学校等 (57 箇所)	各 2 脚	114 脚	—	破損等が発生した場合は、購入する。

品 目	算出根拠等	備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
その他	土嚢袋、ロープ、リヤカー、ごみ袋、雨合羽 注) 劣化等が見当たる場合は、購入する。		他 適宜整備する。	

(6) 感染症対策

避難所での感染症予防対策として、マスク、消毒液、段ボール間仕切り等の資機材等を配備しているが、使用期限等がある備蓄品については更新を行っていく。

また、避難所等において使用した場合の劣化により不足が生じる場合は随時補充する。耐用年数（使用期限等）の経過により更新が必要な備蓄品においても、随時更新を行う。

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
マスク	①小学校等 (57 箇所)	大人用 1 箱 子ども用 1 箱	大人用 9,050 枚 子ども用 9,050 枚	3 年	避難所へ避難してきた人でマスクを付けて来なかった人に対して使用する。 2 年サイクルで更新。保管状況によって変わる。更新後は、市有施設等で来客者が使用する。
	②中学校 (19 箇所)	大人用 1 箱 子ども用 1 箱			
	③その他 (96 箇所)	大人用 1 箱 子ども用 1 箱			
	④土砂災害避難 施設(9 箇所)	大人用 1 箱 子ども用 1 箱			
手指消毒液 (500ml)	各避難所用 約 90ℓ (181 本) ※緊急の場合は、危機管理部 保管用を活用する。		約 90ℓ	3 年	2 年サイクルで更新。 更新 1 年前に回収し、指定避難所の施設用消毒液として使用する。
ハンド ソープ	①小学校等 (57 箇所)	各 1 本	181 本	3 年	2 年サイクルで更新。 更新 1 年前に回収し、市有施設または各小中学校、義務教育学校で使用する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 本			
	③その他(96 箇所)	各 1 本			
	④土砂災害避難 施設(9 箇所)	各 1 本			

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
施設用 消毒液	①小学校等 (57 箇所)	各 1 本	181 本	3 年	2 年サイクルで更新。 更新後は、必要な各小中 学校、義務教育学校で使 用する。
	②中学校(19 箇所)	各 1 本			
	③その他(96 箇所)	各 1 本			
	④土砂災害避難 施設(9 箇所)	各 1 本			
	1 本 ※1 施設(600ml) = 1 本				
使い捨て 手袋	①清掃用 181 箇所(※3) × 6 回 × 2 枚 × 2 日分	①+②+③ 9,050 枚	5 年	4 年サイクルで更新。 更新後は、各小中学校、 義務教育学校のトイレ 掃除の際に使用する。	
	②感染疑い者の対応用 181 箇所(※3) × 4 人(避難所担 当職員) × 2 枚 × 2 日分				
	③予備用 181 箇所 × 2 枚				
	※1 避難施設 50 枚 ※左右兼用 2 枚 1 組				
ウエス	①清掃用 181 箇所(※3) × 6 回 × 2 枚 × 2 日分	①+② 5,792 枚	—	使用後は廃棄する。使 用後、適宜購入する。	
	②予備用 181 箇所(※3) × 8 枚				
	※清掃用 ※1 避難施設 30 枚、端数分は 集中備蓄倉庫で保管				
非接触式 温度計	181 箇所(※3) × 1~2 個		285 個	—	壊れた破損等の場合 は、その都度、購入する。 使用時には、乾電池(単 3) 2 本を使用するため、 乾電池の使用期限に注 意する。

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
フェイス シールド	181 箇所(避難所数)×4 人(避難所担当職員) ※1 避難所 4 枚		724 枚	—	使用後は廃棄する。使用後、適宜購入する。
感染対策 ガウン	①清掃用 181 箇所(※3)×6 回×2 枚×2 日分		①+② 4,887 枚	5 年	4 年サイクルで更新。更新後は、各小中学校、義務教育学校のトイレ掃除の際に使用する。
	②感染疑い者の対応用 181 箇所(※3)×3 枚				
	※1 避難施設 27 枚、端数分は集中備蓄倉庫で保管				
折りたたみ コンテナ ボックス	①小学校等 (57 箇所)	各 1 箱	181 箱	—	破損等が発生した場合は、購入する
	②中学校(19 箇所)	各 1 箱			
	③その他(96 箇所)	各 1 箱			
	④土砂災害避難施設(9 箇所)	各 1 箱			
プライ ベート テント	①避難所において複数居室の確保が困難な施設に配備(16 箇所)	各 1 張	32 張	—	破損・汚損した場合は、随時、購入する。
	②集中備蓄倉庫(1 箇所)	16 張			
段ボール 間仕切り	①小学校等 (57 箇所)	各 14～56 区画	2,188 区画	—	再利用できない場合は、廃棄する。 廃棄後は、ワンタッチパーティションに変更する。
	②中学校(19 箇所)	各 16～64 区画			
	③その他(96 箇所)	各 2～16 区画			
	④土砂災害避難施設(9 箇所)	各 2 区画			
段ボール ベッド	①小学校等 (57 箇所)	各 2～6 台	443 台	—	再利用できない場合は、廃棄する。 廃棄後の不足分については、多目的簡易ベッド(クッション付)に変更して購入する。
	②中学校(19 箇所)	各 2 台			
	③その他(96 箇所)	各 2 台			

品 目	算出根拠等		備蓄目標 数量	保存(使用) 期限等	備考
簡易マット	①小学校等 (57 箇所)	各 12～48 枚	1,745 枚	10 年	未使用のものであっても、真空パックの空気が抜けている場合は、随時、真空パック処理をする。 使用後は、クリーニング及び真空パック処理をして再利用する。
	②中学校 (19 箇所)	各 14～58 枚			
	③その他 (17 箇所)	各 5～12 枚			
折りたたみ ベッド (兼) 椅子	①小学校等 (57 箇所)	各 10 台	1,720 台	—	破損・汚損した場合は、随時、購入する。
	②中学校 (19 箇所)	各 10 台			
	③その他 (96 箇所)	各 10 台			
連結式パー テーション	①小学校等 (57 箇所)	各 8 枚	544 枚	—	普段は、各小中学校、義務教育学校で使用。災害時は避難所で活用する。
	②中学校 (19 箇所)	各 8 枚			
プラスチック製自立バ ー	①小学校等 (57 箇所)	各 5 台	1,300 台	—	破損等が発生した場合は、購入する。
	②中学校 (19 箇所)	各 5 台			
	③その他 (70 箇所)	各 2 台			
	④集中備蓄倉庫 (11 箇所)	各 20～415 台			
その他	マスク、手指消毒液、ハンドソープ、施設用消毒液、使い捨て手袋、ウエス 適宜整備する。 注) 避難所で使用した場合は、使用した物品を購入する。				

※1 自助共助による備蓄状況を考慮した(市の備蓄)割合

※2 避難所への避難者数

※3 避難所数及び土砂災害避難施設数

V 個人（家庭）による備蓄

個人（家庭）における備蓄として、食料や飲料水など避難生活に必要となる備蓄の確保について少なくとも3日以上（可能な限り1週間）の備蓄に努める。また、飲料水は、1人1日3ℓを基準として備蓄する。

※ローリングストック法を活用し、個人備蓄に努める。

〔ローリングストックとは〕

日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、有事の際には非常食として活用する方法。メリットとして、備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日頃から食べ慣れたものを非常食とすること。

〔食料、飲料水の例〕

水や湯を必要とするもの	水や湯が不要なもの
・アルファ米 ・切り餅 ・インスタントラーメン、インスタント味噌汁、スープ等 ・レトルト食品 ・フリーズドライ食品（野菜等） ・ティーパック（紅茶、お茶）	・乾パン ・ビスケット ・クラッカー ・せんべい ・パン ・冷凍おにぎり ・缶詰 ・梅干 ・漬物 ・乾物（のり、削り節） ・サラダ ・チーズ ・味噌 ・調味料 ・ふりかけ ・羊羹 ・飴 ・飲料水（お茶、野菜ジュース等）
・粉ミルク（液体ミルク） ・離乳食 ・介護食	・その他必要な物

〔生活必需品の例〕

・携帯ラジオ ・充電器 ・懐中電灯 ・電池（予備） ・ろうそく、マッチ、ライター ・医薬品（常備薬、消毒用アルコール、お薬手帳 等） ・紙おむつ ・生理用品 ・トイレットペーパー ・使い捨て食器類 ・アルミ箔、ラップ ・ティッシュペーパー ・ゴミ袋 ・ウエットティッシュ ・哺乳瓶 ・タオル類 ・洗面用具 ・口腔ケア用品 ・携帯トイレ ・使い捨てカイロ ・カセットコンロ、カセットボンベ ・ポリタンク ・めがね、コンタクト ・筆記用具 ・現金 ・保険証 ・その他必要なもの
--

VI 事業所等による備蓄

事業者、施設管理者等は、従業員や来場者の安全確保に努める。災害の発生に伴い、ライフラインの寸断が予想されるため、3日間程度の食料の備蓄を確保し、帰宅等の安全が確認できるまでの間、従業員を待機させる対策に努める。

また、定期的な防災訓練等において、従業員の防災意識の高揚を図るものとする。

〔事業所備蓄品〕

食料・飲料水	飲料水、アルファ米、缶詰、インスタントラーメン、フリーズドライ保存食 等
資 機 材 等	毛布、ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、充電器、救急箱、発電機、携帯トイレ、トイレ ットペーパー、ウエットティッシュ、使い捨てカイロ、ロープ、マスク、手指消毒液、 その他必要な物

VII 流通備蓄

民間事業者等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資を市からの要請に基づき調達する流通備蓄は、大量の備蓄品を保管するための倉庫等が不要なうえ、様々な品目の調達や保存期間が短い物資に対して有効な手段となる。

しかし、物資の在庫状況は事業者側の日々の状況により変化するため、平常時から確実な数量を把握することが困難なうえ、災害発生時に必要な品目、数量が確保できない可能性があることに留意する必要がある。

また、日頃から協定締結事業者の緊急連絡先を把握しておくことで、災害時に迅速に調達できる体制を構築しておく。

〔物資供給（食料品・飲料水・生活必需品）に関する協定〕

（令和4年3月1日現在）

件 名	協 定 先
災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社おやつカンパニー
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	敷島製パン株式会社 刈谷工場
災害救助用米穀等の緊急引渡についての協定	三重県
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	津安芸農業協同組合
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	三重中央農業協同組合
災害時における精米の調達及び供給に関する協定	一志東部農業協同組合
災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会
災害時に必要な物資の調達及び供給に関する協定	一般社団法人日本非常食推進機構
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社伊藤園

件 名	協 定 先
災害時における支援協力に関する協定（物資供給）	イオンビッグ株式会社（河芸店）
災害時における支援協力に関する協定（物資供給）	イオンビッグ株式会社（藤方店）
災害時における支援協力に関する協定（物資供給）	イオンビッグ株式会社（芸濃店）
災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープみえ
災害時における支援協力に関する協定（物資供給）	イオンリテール株式会社東海カンパニー
災害時における物資の供給等の協力に関する協定	株式会社ファミリーマート
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	井村屋グループ株式会社
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	新三商事株式会社
災害時における保存水の提供に関する協定	トーシンリゾート株式会社
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社ナフコ

〔資機材等の供給（燃料等）に関する協定〕

（令和４年３月１日現在）

件 名	協 定 先
災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	三重県石油商業組合津支部 三重県石油商業組合一志支部
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社アルファ
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	中央産商株式会社
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社キナン津営業所
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン津営業所
災害時におけるＬＰガスの調達及び供給に関する協定	三重県津ＬＰガス協議会
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	東海紙器株式会社
災害時における避難所用電器資機材等の調達及び設置に関する協定	三重県電器商業組合津支部
災害時における量の提供に関する協定	５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会
災害時における対応機器の備蓄に関する協定	一般社団法人三重県ＬＰガス協会
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社東海大阪レンタル
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	太陽工業株式会社
災害時における資機材等の調達及び供給に関する協定	株式会社昭和商会

VII 備蓄倉庫

災害発生直後に避難所開設に必要な公的備蓄（市の備蓄）については、各指定避難所に食料、毛布等の分散備蓄を行う。

なお、小中学校等の避難所に設置してある備蓄倉庫については「分散備蓄倉庫」として、備蓄品を配備していますが、分散備蓄倉庫の保管スペース等には限りがあるため「集中備蓄倉庫」として役割を整理する。

1 備蓄倉庫の考え方

(1) 分散備蓄倉庫

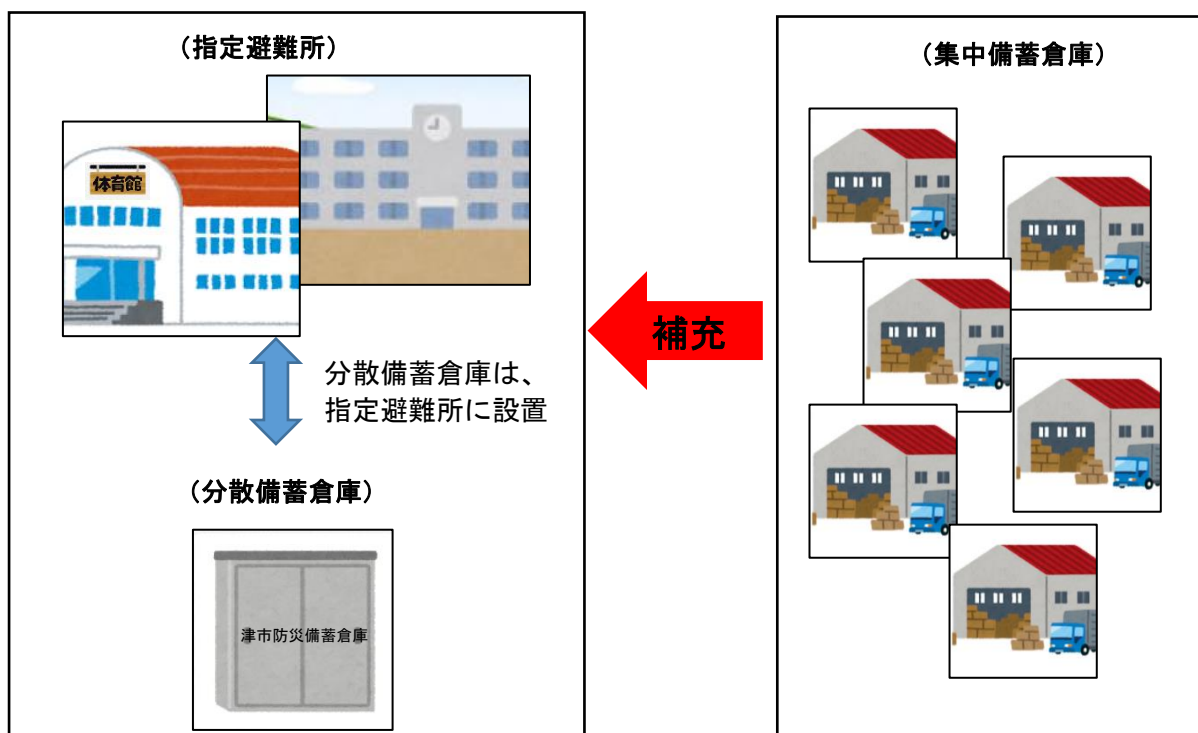
分散備蓄倉庫とは、避難所開設後に速やかに公的備蓄を配付できるよう各避難所（小中学校等）に配置する倉庫（空き教室、押入れ、屋外備蓄倉庫等を含む）。

(2) 集中備蓄倉庫

集中倉庫とは、避難所での備蓄品が不足している等、補充を図るための公的備蓄を集中管理して備蓄する倉庫。

なお、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫は別に配備する。（※１）

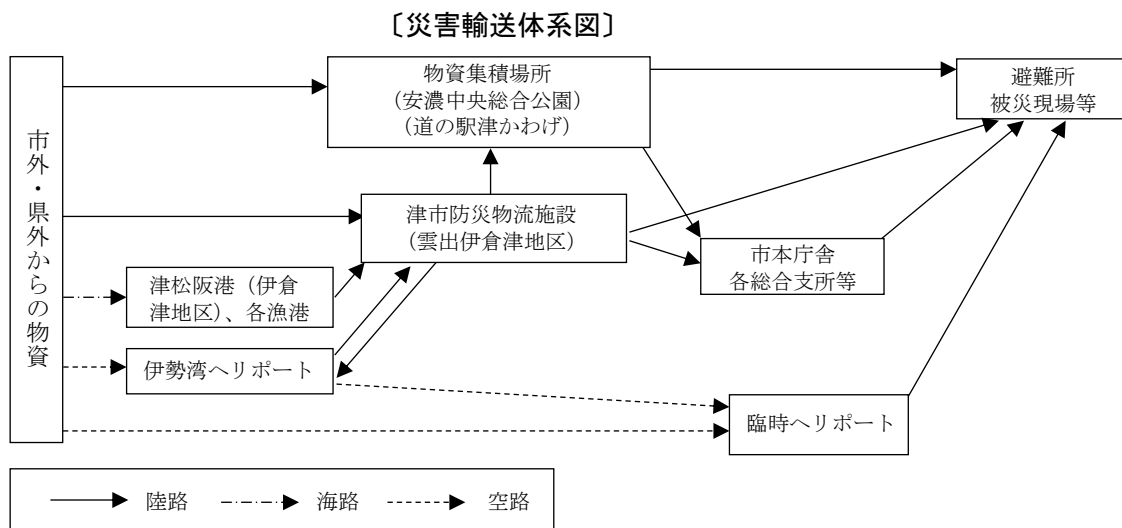
2 備蓄倉庫の設置イメージ



(※1) 救援物資の運搬の流れ

災害輸送の体系

市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資について、津市防災物流施設や物資集積場所（安濃中央総合公園、道の駅津かわげ）に集積し、避難所や被災現場等へ緊急輸送道路を活用して配送します。



(参考) 津市地域防災計画〔震災対策編〕から抜粋

津市備蓄計画

令和4年3月策定

発行 津市

連絡先 〒514-8611
津市西丸之内 23 番 1 号
津市危機管理部防災室

電話 059-229-3104